

新潟県木材業者・製材業者登録規約

平成15年4月1日
新潟県木材組合連合会

(目的)

第1条 この規約は木材業者・製材業者の登録を行うために必要な事項について定め、木材業者・製材業者の能力及び動態を把握して、木材・木材製品の公正かつ円滑な取引を促進し、併せて労働災害防止対策を推進し、もって木材業者・製材業者の社会的・経済的地位の向上と、新潟県木材組合連合会及び地域木材組合事業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、「木材」とは、薪炭及びきのこの生産原木を除く素材（一般用材、杭丸太、パルプ及びチップ用材）及び製材品並びに集成材、単板、合板、木材パネル、プレカット部材等特殊用材をいう。

2 木材業者・製材業者とは、前項に規定する木材の生産、販売を業とする者をいい、細部については「登録規程」による。

(登録)

第3条 この規約の定めるところにより登録を受けることができる者は、前条第2項において規定する者とする。前項の登録の有効期間は2ヵ年とし、有効期間が満了し引続き業を営む者は、登録の更新をするものとする。

(登録の申請)

第4条 登録（更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した登録申請書を新潟県木材組合連合会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者氏名、主たる事務所の所在地）
- (2) 営業所又は工場の名称及び所在地
- (3) 業種及びJAS等の認定の内容
- (4) 設備の概要
- (5) その他会長が必要と認める事項

(登録の実施等)

第5条 会長は、前条の規定による登録の申請があったとき、当該申請者が木材業者・製材業者として登録することが適当と思われる場合は、木材業者・製材業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するも

のとする。

- 2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者・製材業者登録証（以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。
- 3 登録証を紛失又は棄損したときは、再交付を受けることができる。

（登録料・手数料）

第6条 登録を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録料及び手数料を納付しなければならない。

- (1) 木材業者・製材業者登録料 新規 8,000 円/件(消費税 10%込)、更新 5,000 円/件(消費税 10%込)
- (2) 登録証の再交付手数料 1,000 円/件(消費税 10%込)

（登録の変更の届出）

第7条 木材業者・製材業者又はその相続人若しくは清算人（合併による解散の場合にあっては合併後も存続又は合併により設立された法人）は、次の各号に該当するときは、遅滞なくその旨を記載した届出書に所要事項を記入の上、会長に提出しなければならない。

- (1) 第4条の第1号、第2号、第3号に掲げる事項に変更が生じたとき
- (2) 事業を廃止したとき
- (3) 登録者が死亡又は解散したとき
- (4) 引き続き3か月以上事業を休止し、又はその休止した事業を再開したとき

- 2 会長は、前項第1号にかかる届出があったときは、登録簿及び登録証の記載事項の変更等必要な措置を行うものとする。

（登録の取消し）

第8条 会長は、木材業者・製材業者が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた者
- (2) 前条第1項の届出をしなかった者
- (3) その他不正な方法により登録を受けた者

2 会長は、次の各号に掲げる場合は、木材業者・製材業者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第7条第1項第2号の規程による廃止届の提出があったとき
- (2) 第8条第1項の規定により、登録の取り消しをしたとき
- (3) 登録の有効期間満了の際、更新登録の申請がなかったとき

（その他）

第9条 この規約の実施にかかる細部については、「登録規程」による。

付則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から実施する。

2 この規約は、平成24年4月1日から実施する。